

令和5年度 第7回 美郷町農業委員会議事録

令和5年度 第7回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和5年10月25日（水）

9:30～11:00

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志	3. 烏田 裕一
4. 渡邊 民雄	5. 大草 美智江（欠）	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲（欠）	8. 坪内 博（欠）	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦・主任 宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 烏田裕一委員・渡邊民雄委員

第2 議事

議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積計画の公告）について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告（所有者・機構間契約）について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第3号 農用地利用集積計画の内容の一部変更について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>今日欠席は5番委員さんと、7番委員、8番委員さん欠席です。今朝から話が出てきてますが、大分寒くなりまして、朝なんか特に寒くて大変なんですけど、日中はそうでもなくて汗ばむような、日なたでは汗をかくようなんですが、だいたい話を聞きますと農作業の方もみんな終わったようでございます。中には稲をよく刈らなかった人もおられるようですが、今年も農作業が終わったようです。どうも新聞なんかで見ますと、等級が非常に悪いということで、一等米比率が70か80だったかな。あのくらいだったと思います。この米農協の資料を見たら3等米なんかもあったと思って、えらい悪かったなと思います。発芽なんですかね。</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>発芽と未登熟の米が多いような気がします。</p>
<p>会 長</p>	<p>未登熟が？天気は良かったと思うんですが、なんかの関係かわかりませんが。まあ乳白とかがあって、一等米比率がかなり悪かったという。そう考えると私は一等米だったので良かったのかなと。今年は値段も400円上がったんですかね。一等米で一般の米で6,100円で取ってもらいましたけれども、まあ今農協が盛んにハーブ米を推奨しておりまして、石見高原ハーブ米、あれは石見の方で作るから石見高原ハーブ米かと思ったらどうもそうではないみたいで、あれは銘柄かね？名称かね？どこで作っても石見高原ハーブ米になるのかな？</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>あれは一応島根おち管内で栽培をすれば商標登録をしている関係で名前が使えるみたいです。</p>
<p>会 長</p>	<p>だから美郷で作っても石見高原ハーブ米で集荷できるみたいです。まあちょっとハーブ米ということになると制限等が作る際にありますけれど、6,700円だから5~600円高いのかな？この間一等米との対比で10アール当たり4千円ぐらい得になりますということだったかな、ハーブ米の方が。経費もその分かかるし面倒なこと見たいですけれども、これをこれから少しでも高く売れるようにJAの方でも推奨していくらしいです。今60キロ単価で行っても12,000円ぐらいだけでも、よくわからないのは新聞で見るのは、60キロで14,000円と書いてあるとおもったんだが、あの差はどこに行ったんだろうと前々からちょっと気になっているんだが、誰かわかる人はまた後で教えていただきたいと思います。今日はそういった農業に</p>

	<p>関する要望がある人はまとめてきてもらったとも思いますが、来月の農業委員会が終わった後、JAさんの方から来てもらって、JAさんの基本方針を聞いたりいろんなことを聞いて、それから皆さんが思っていることを質問をしてみたりですね、意見交換会なんかを計画しておりますので、今日は意見のある方は事務局の方へ出してください。お願いします。役場の方への要求もあらかた似たようなことになるかもしれませんが、圃場の関係とかね役場にこうしてほしい要望があれば、それも含めて出していただきたいと思います。それでは後でお願いします。</p> <p>それでは議事の方に入りたいと思います。今日の議事録署名委員さんは3番委員さんと4番委員さんをお願いします。本日の欠席は5番委員さんと7番委員さん、8番委員さんです。それでは議事の方に入ります。議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>皆さんおはようございます。第1号議案ですけれども、農地中間管理法第19条の2、農地利用集積計画一括方式の説明をします。資料は1枚はぐっていただきまして2ページの方です。所在地は栢谷◎◎◎◎他計10筆、登記簿地目は田が2筆、畑が6筆他2筆、面積は合計74,642㎡です。貸付人は本社が鹿児島県の方にあります●●●●株式会社、借受人は千原の○○○○株式会社です。期間としましては令和11年12月31日までの6年間の利用権設定です。位置図ですがこちらA3の位置図が出ております。説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。前から作ってはおられましたけれど、13番委員さん、こんなに離れたところにあったかね？これ自販機の向こうの方？</p>
13番委員	<p>自販機の向こうの方？</p>
会長	<p>あそこは原野じゃなかった？</p>
13番委員	<p>いやいや。</p>
会長	<p>農地もあったのかな？</p>
13番委員	<p>はい。</p>

会 長	わかりました。
13番委員	これは全部作っている。〇〇〇〇株式会社が作らないとみんな荒れてしまう。
会 長	ここは畑？田？
事 務 局	ここは上の6筆分の●●●●株式会社の牛舎の周りで、下4筆が下の方ですね。
13番委員	地目変換していない？
事 務 局	地目上は田になっています。
13番委員	あそこは下側まで田だったから。何十年も。
会 長	そういうことだそうです。ご意見のある方いませんか。ないようでしたら、第1号議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	挙手多数で第1号議案は承認されました。続きまして議案第2号の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号。資料は3ページ目から9ページ目までになります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について(所有者・機構間契約)についてです。こちらは所在地宮内〇〇〇〇他、田が78筆、畑が2筆の合計80筆です。面積は合計104,410㎡、貸付人は宮内在住●●●●さん他計36名、それでこちらは来年度より宮内の方で圃場整備をするということで、一旦しまね農業振興公社へ転貸しまして、その後工事が終わり次第、宮内の農事組合法人〇〇〇〇の方へ貸付けをするということです。期間としましては令和22年12月31日としております。図面ですけども、こちらの別添資料の2枚目の方に紫色で促進計画に載っております農地を掲載しております。説明は以上です。

<p>会 長</p>	<p>説明がありましたが、わかりました？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>あと補足がありましたら、4番委員さんお願いします。</p>
<p>4 番 委 員</p>	<p>宮内1集落で補助整備をすることになったんですが、今年度国の方へ申請して、許可を受けて来年度から設計に入るといいう工事です。工事着工は令和7年度予定。地元負担金がゼロの事業です。いろいろな事業があるんですが、9ページにですね県営・団体営農業農村整備事業というのが載っています。ここに2つ事業が載っておりまして、一つは農地中間管理機構関連農地整備事業、もう一つは農業競争力強化農地整備事業という二つの事業です。左側の農地中間管理機構関連農地整備事業というのが地元負担金がゼロの事業です。一方で農業競争力強化農地整備事業というのは集積割合に応じて地元負担金がゼロになるというものです。いわゆる機構関連事業というふうに呼ばれてますけれども、この機構関連事業というのは100%を担い手に集積するという必要があります。さきほど説明がありました農事組合法人 田立に集積をするという計画で地元負担金ゼロの事業で、だいたい20ヘクタール前後の基盤整備事業をするということになっております。その関連の集積計画あるいは変更というものが出されております。本来8月にこの集積計画を出してもらおうということになっておまして、というのが農業委員会で承認を得られないと万が一地権者が亡くなった場合、また一からやり直しということになりまして、とにかく判子をもらった人からどんどんこの農業委員会にかけておくというやり方を県の方では指導されておりました。なぜかわかりませんが今回一括でということのようです。どの地権者から出されていないかはわかりません。概要は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ということは後からまた出てくるということ？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>あとひとつふたつあったと思います。建設課の▲▲▲▲係長さんがわかると思うんですが。</p>
<p>4 番 委 員</p>	<p>わかりません。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>メールか何か連絡がなかったですか？</p>

4 番 委 員	ないです。
事 務 局	一旦これをまとめて、ちょっとまとめて、足りない方を4番委員の方に▲▲▲▲係長の方からメールを先月ぐらいあったと思うんですが。
4 番 委 員	役場の方が中心になって動いてくださいということにしておりますので、わかりません。
事 務 局	それでは▲▲▲▲係長に聞いてみますけど。
4 番 委 員	建設課と連携を取ってもらわないと。
会 長	産業振興課の扱いではない？
事 務 局	圃場整備は農地整備ということで建設課が担当となっておりますので。
会 長	この中に△△△△さんが入っているけど、△△△△さんもメンバーですか、農事営農組合〇〇〇〇の？
4 番 委 員	メンバーです。
会 長	ということはもう自分では作らないという事かな。はい。という説明でした。質問のある方おられますか？ないようでしたら採決を取りたいと思います。議案第2号に賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	議案第2号は承認されました。長い話だな。令和7年から入って、8年9年ですか。それでは続きまして報告第1号、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	報告第1号農地法第3条の3。相続などによる権利移動です。こちらの申請は所在地が乙原◎◎◎◎、登記簿地目・現況地目共に田で、面積732㎡。そもそも所有者は●●●●さんから、相続によりまし

	<p>て、〇〇〇〇さんに権利移動があったことの報告がありました。●●●●さんのお孫さんに当たる方が〇〇〇〇さんです。現地は1枚はぐってもらいまして、乙原の沖の方に田がありまして、これの1筆分が相続にかかっていることになります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>●●●●さんという家があったかな？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>乙原におられました。</p>
<p>1 1 番 委 員</p>	<p>▽▽▽▽の隣。▼▼▼▼と▽▽▽▽の境の当たりの後ろの方。おばさんがバレーなどをしておられた。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告第1号でした。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続いて報告第2号ですけども、議案第2号にかかっている分ですけども、利用権の終了 農用地利用集積計画でして、議案第2号にありました農用地利用集積計画によりまして、そもそも利用権が他の方であったんですけど、一旦該当する農地をしまね農業振興公社に転貸しまして、最終的に農事組合法人〇〇〇〇の方に移すんですけど、この場合貸付人と借受人の相互の合意によりまして、こちらの利用権を終了するということが、10件あります。それが12ページから17ページまで掲載しております。位置図ですけどこちらのA3の3枚目、この紫に当たる所が賃貸解約に当たる利用権終了の該当農地です。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>途中でやめても……。■■■■さんは結構面積をしておられますが、今の1ヘクタール以上の分で補助金をもらっているよね？2万円ぐらいの。あれは大丈夫なのかな？昔ならば3年で1万円、6年で3万円か。役場から補助金をもらっていて何年目で解約かわからないけど、その関係で問題がなければいいけど。かなり面積があるけど。補助金を返すようにならないか？そのあたりは農事組合法人〇〇〇〇の方で</p>
<p>4 番 委 員</p>	<p>それは関係なしです。</p>
<p>会 長</p>	<p>本人が納得していればいいんですけども。</p>

4 番 委 員	役場からは何も連絡はないです。基盤整備に係る分で、それが適用されるかどうかはわかりません。利用権設定を推進するため今の制度があるわけで、■■■■さんに関しては宮内上の集落営農が■■■■さんに便宜的に集積しているというやり方で、その際に基盤整備でこの利用権設定を終了するとことに対して役場から現在指導はないですね。
会 長	これはどちらにしても契約を解除をするわけだから、契約を解除するわけだから、補助金を返さなければならない。割合に応じて。それで納得しているならば。本人じゃないとすれば。一緒なのか営農組合も。個人の名前になっていたりするから。組合が多分返さないといけなくなるな。例外はないと思うんですけど。
事 務 局	補助金の方は確認してみないと。
4 番 委 員	それをしっかり検討していただいてまた報告してください。
会 長	ちゃんと納得のいくようにしてもらわないといけないな。その辺調べてみてください。それではこれは報告ですので承認は入りません。続いて報告第3号をお願いします。
事 務 局	報告第3号ですが、農用地利用集積計画の内容の一部変更についてですが、こちらは農事組合法人〇〇〇〇とすでに利用権設定をしている農用地について、こちらは圃場整備が始まることにより利用権設定の期間を延長するというです。
会 長	これも第2号議案とダブっているわけだな。
事 務 局	いえ、ダブってはいないです。
4 番 委 員	いや、関連です。
事 務 局	関連ですけど、農用地が一緒になっているわけではない。
会 長	農地は違うの？この農地は圃場整備の対象ではないということ？



事務局	圃場整備に関連しますが、第2号議案に上がっている農地とは違います。
4番委員	第2号議案は農地の機能へ集積するための公告が必要な圃場で、報告第3号についてはすでに集積しており、期間を変更した方が手っ取り早いという判断があって、基盤整備の関連ですが、集積をやり直すのではなくて計画期間の変更というやり方をする。その方が事務手続きも省略化できるという判断がしまね農業振興公社の方であったということです。
会長	ということは第2号議案と期間を合わせるということだね。
4番委員	第2号議案の方は15年になっている。
会長	それでこれも圃場整備の対象になるということですか。
4番委員	なります。
会長	その時に単純な疑問だけど、面積的な異動はないわけかな？
4番委員	面積はわかりません。
会長	このまま延長して大丈夫なわけ？
4番委員	換地処分をしてから変更になります。
会長	あとで変更というわけだな。
4番委員	面積は確定しませんから。
会長	とりあえず期間だけを延長するという事かな。
4番委員	そうです。
会長	いろんな方法があるんだな。わかりました。私の質問は以上です。と

	<p>ということで3号まで報告事項は説明してもらいました。以上で議事の方は終わります。</p> <p>(このあと、町及びJAに対する要望書について意見交換を行い、閉会)</p>
--	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 鳥田裕一

議事録署名者 渡邊 民雄